

福岡市立城南中学校同窓会会則

- 第1条 この会は福岡市立城南中学校（以下「城南中学校」という。）同窓会と称する。
- 第2条 この会は本部を城南中学校に置き、事務局を運営委員会が定める場所に置く。
- 第3条 この会は会員相互の研鑽と親睦をはかり、かつ母校の発展のために協力することを目的とする。
- 第4条 この会の会員は下記の通りとする。
正会員 城南中学校卒業生
特別会員 城南中学校職員および旧職員
- 第5条 この会は前記の目的を達成するために下記の事業を行う。
1. 母校に対する援助
2. 会員相互の親睦と研鑽のための行事
3. 会員名簿の作成
4. その他の目的達成に必要な事項
- 第6条 この会は下記の役員をおく。
1. 名誉会長 城南中学校校長
2. 会長 1名正会員より選出する。
3. 副会長 正会員より選出する。
4. 総務局長 1名正会員より選出する。
5. 総務局次長 1名正会員より選出する。
6. 総務局員 正会員より選出する。
6. 総幹事長 1名正会員より選出する。
7. 総幹事次長 1名正会員より選出する。
8. 幹事長 各回期幹事の中より2名選出する。
9. 幹事 各学級男女各1名を選出する。
10. 書記 正会員より選出する。
11. 会計 正会員より選出する。
12. 会計監査委員 正会員より選出する。（幹事・幹事長以外の役員と兼任できない）
13. 同窓会係教員 城南中学校在職員 若干名
- 第7条 会長・副会長・総務局長・総務局次長・総務局員・総幹事長・総幹事次長・書記・会計
会計監査委員の任期は3ヶ年とし、再任を妨げない。
幹事・幹事長の改選はその職務を執り行うことができなくなった時のみ行う。
- 第8条 会長・会計監査委員の選出は幹事会において行い、総会において出席者の過半数の承認を得なければならない。副会長・総務局長・総務局次長・総務局員・総幹事長・総幹事次長・書記・会計の選出及び決定は幹事会にて行う。
- 第9条 役員は下記の通りとするが、全ての役員は下記職務のほかこの会の運営一般に関して活動する。

会長	この会を代表し、一切を総括する。
副会長	会長を補佐し、会長不在の時は代行する。
総務局長	この会の総務全般を統括する。
総務局次長	総務局長を補佐し、総務局長不在の時は代行する。
総務局員	この会の総務全般を担当する。
総幹事長	幹事長・幹事を統括及び代表する。
総幹事次長	総幹事長を補佐し、総幹事長不在の時は代行する。
幹事長	各回期の幹事を代表する。
幹事	各クラスを担当する。
書記	この会の記録・文書に関する事を担当する。
会計	この会の会計を担当する。
会計監査委員	この会の会計の一切を監査する。

- 第10条 この会は次の役員会を設置する。
イ. 運営委員会 会長・副会長・総務局長・総務局次長・総務局員・総幹事長・総幹事次長・書記・会計をもって構成し、本会の諸事業の企画・運営、その他幹事会に提出すべき議案を審議する。召集は会長がこれにあたる。
ロ. 幹事会 幹事および運営委員会構成委員により成立し、会長がこれを召集する。この会に関するすべての事について審議し、決議する。
- 第11条 この会の総会は3年毎に一回定期会としてこれを開き、運営委員会および幹事会の決議事項に承認を与える。なお、運営委員会が必要と認める時は、その都度臨時総会を招集する事ができる。
- 第12条 入会金(1000円)および寄附金、その他の事業収益金をもってこの会の運営費とする。
- 第13条 会計細則
1. 事務に要する費用は同窓会係教員によって支出し、事後に会長の支出承諾を得る事ができる。
2. 寄附、その他同窓会の事業に関する支出は、事前に幹事会の承諾を必要とする。
3. 会計記帳および入会金・寄附金その他の収入金に関する事務は、城南中学校事務職員および同窓会係教員に依頼することができる。
4. 銀行通帳・印鑑、その他の帳簿は城南中学校同窓会係教員に保管を依頼する。
5. 母校が教育施設・事業などのために資金を必要とする時に限り、同窓会基金の中から一部を母校に対して貸与する事ができるが、事前に運営委員会の承認を必要とする。
- 第14条 この会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとし、毎会計年度終了後に会計監査委員により会計監査が行われる。
- 第15条 この会の会則の改正は、運営委員会又は幹事会において発議されるが、改正案が成立するためには幹事会で出席者の3分の2の賛成を必要とし更に総会において過半数の承認を得なければならない。
- 付記
1. この会則は平成19年4月1日より施行する。
2. 平成28年8月20日改正。